直轄地すべり対策事業　高瀬地区

<u>事業の概要</u>

本地区は、高知県高岡郡仁淀村に位置する、茶の生産が盛んな中山間地域である。また、地区の下方にある大渡ダムは、高知県有数の施設園芸地帯である吾南平野及び高東平野への農業用水の水源となっている。

本地区は、近年の継続的な地すべり変位により、平成１０年３月に地すべり防止区域に指定されたが、平成１１年７月の豪雨に伴い、指定した地すべり防止区域の周辺で、多数の連続した開口亀裂等の変状が発生したことから、平成１２年８月に地すべり防止区域の追加指定が行われた地域である。

本地区について調査した結果、最も深いところでは地表面からの深度８０mで、地すべり性の変位が継続しており、大規模な地すべり（斜面長８７０m、幅４５０m、深度８０m、２２百万m^3に及ぶ土塊量）が発生する可能性が確認されたため、地すべり防止工事を実施するものである。

<u>事業の目的・必要性</u>

本地区において地すべり活動が活発化した場合、地区内の農地、農業用施設、家屋等への被害のみならず、地すべり土塊が地区の下方にある大渡ダムの貯水域に流入することにより、ダムの農業用水の利水容量が大幅に減少し、仁淀川下流の優良農用地への農業用水の安定供給が阻害されるおそれがある。

このため、地すべり防止工事を実施することにより、地すべり被害を未然に防止する必要がある。

<u>事業の効率性</u>

被害軽減評価額

・農地、農業用施設、農作物の被害軽減	１２，７０３百万円
・一般公共施設等の被害軽減	４，４６１百万円
・山林、林道の被害軽減	７２６百万円
・家屋等の被害軽減	６６９百万円
計	１８，５５９百万円

区　　分	算定式	数　　値	備　　考
総事業費	①	９，６００百万円	
被害軽減評価額	②	１８，５５９百万円	
被害軽減評価額／総事業費	③＝②／①	１．９３	

<u>事業の有効性</u>

本事業では、地区内の農地、農業用施設、農作物、家屋及び福祉施設などの一般公共施設等への被害を防止すること、並びに仁淀川下流のきゅうり、ピーマン、ししとう、メロンなどの施設園芸地帯への農業用水の安定供給が阻害される被害を防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全と民生の安定に資するものである。

<u>日程・手続</u>

平成１５年度中に、直轄工事の施行について、地すべり等防止法に基づき手続きを行う予定である。

事業に対する決議

　平成１５年５月に高瀬地区直轄地すべり対策事業推進協議会を発足
　平成１５年６月に同協議会において着工要求を決議

評価担当部局

　農村振興局

概　要　図

１．地すべり地域等	全　　　　　　体　　　：２，４７２．２０ｈａ 　地　す　べ　り　地　域　　　：　　７１．９０ｈａ 　　うち地すべり区域　　　　：　５９．４１ｈａ 　　うち地すべり区域に隣接する地域：　１２．４９ｈａ 　地域外被害想定地域　　　：２，４００．３０ｈａ
２．関　係　戸　数	地すべり地域：２０戸（地域外被害想定地域：７，５４３戸）
３．主要工事計画 （予　　定）	抑制工 　排水トンネル工　　　　　４ヶ所 　集水井工　　　　　　　１２ヶ所 　水抜きボーリング工　　１２ヶ所 　承・排水路工　　　３，２５０ｍ 抑止工 　シャフト工　　　　　　　４ヶ所 　鋼管杭工　　　　　　　　３ヶ所 　アンカー工　　　　　　　３ヶ所
４．総　事　業　費	９，６００百万円

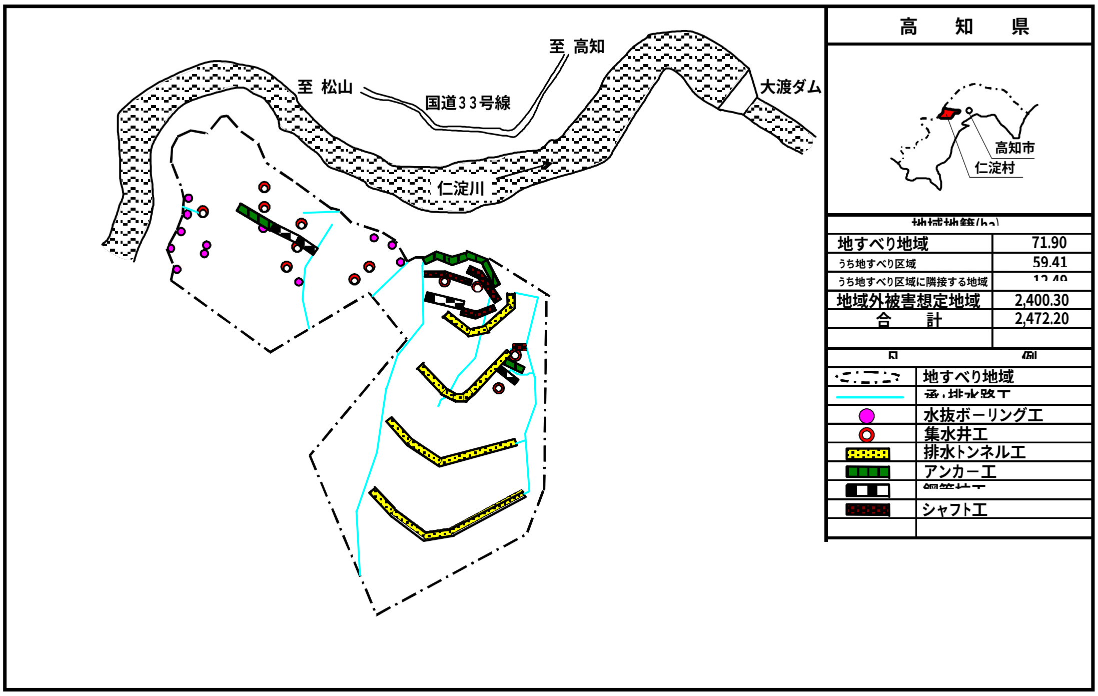

平成１６年度新規地区採択チェックリスト（直轄地すべり対策事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：高瀬）

１．必須事項

項　目	評　価　の　内　容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び民生の安定に資するため、当該事業を必要とすること。	○
２．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	○
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、当該事業による効果が十分見込まれること。	○
４．地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・地すべり等防止法及び事業実施要綱等に規定されている要件を満たすこと。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	○

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（　）には、主として考えられる観点を記述している。

平成１６年度新規地区採択チェックリスト（直轄地すべり対策事業）

（局名：中国四国農政局）（地区名：高瀬）

２．優先配慮事項

項　目	評　価　の　内　容	判定
１．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地すべり防止工事を実施することにより、農地・農業用施設の被害が除去または軽減される。	◎
	②地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。	◎
２．事業内容や実施体制等に関する事項	①地すべり防止工事による効果のうち、農業関係の割合が高い。	◎
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	◎
	③コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	◎
	④受益区域（地すべり防止区域）を一事業地区として実施することが妥当である。	◎
	⑤当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	◎
	⑥保全対象施設に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれている。	◎
	⑦過去に地すべりや土砂災害が発生し、重大な農業被害等があった。	◎
	⑧地すべりの兆候等から判断して緊急に対策を講ずべき地域である。	◎
	⑨都道府県・市町村に本事業と関連のある防災に関する計画に位置づけされているか、また今後予定がある。	◎
	⑩関連する他事業との調整が図られている。	□
	⑪他事業との関連で緊急性がある。	□
	⑫関係市町村及び受益者に対して、事業目的、工事計画等について十分な説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。	◎

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（　）には、主として考えられる観点を記述している。